

「主権」概念再考

大 貫 恵 佳*

Rethinking the Concept of Sovereignty

Satoka ONUKI*

Abstract

Foucault wrote that in the era of biopower, “we have entered a phase of juridical regression” and various technologies of power invest our lives. He also understood that in the more general schema of sovereignty and governmentality, the technologies of governmentality are becoming increasingly important in our era. Today we observe several phenomena that appear to fulfill Foucault’s predictive diagnosis. For example, when we attempt to problematize global capitalism across nation-states, the problem of refugees deprived of their legal rights, and more regularly, government legislation, we sense that the concepts of “law” and “sovereignty” are no longer reliable foundations.

This paper examines the concept of “sovereignty” to understand these phenomena. In contemporary society, while technologies of governmentality expand, how should we perceive sovereignty functioning? If juridical regression occurs, is sovereignty being terminated? This paper attempts to rethink the problem of sovereignty in the age of biopolitics while studying Agamben’s theory.

1. はじめに

M. フーコーは、近代以降の権力を論じるにあたって、それを法的モデルによって思考することの限界を強調していた。1976年の『性の歴史 I』(Foucault 1976=1986) のなかで、彼は「生権力」という新しい概念を提起し、権力のテクノロジーが私たちの生を取り込むようになった現代においては、法は退行する段階に入っていると明言している (Foucault 1976=1986: 182)。権力のこうした変容は、別の箇所では「主権 *souveraineté*」と「統治 *gouvernementalité*」

という一般的図式で捉え直され、より広い歴史的射程のなかで、主権に対し統治の技術が優位になっていく傾向が指摘される。

私たちは現在、フーコーの予言的診断が次々と現実のものになっているのを目の当たりにしている。たとえば、国民国家の枠を超えて拡大するグローバル資本主義や、国民国家の後ろ盾を失い、法的権利を奪われた難民の存在、そして日常的に行われる政府による事実上の立法といったことを問題化しようと試みる時、もはや「法」や「主権」という言葉はあまり頼りにな

*人文学部 人間関係学科

らないものとなってしまった。私たちは、統治のテクノロジーの際限のない発展を認めざるをえないが、しかし一方で、現代の主権の働きをどのように理解すべきなのか。それは徐々に消滅していく過程にあるにすぎないのだろうか。

本稿は、こうした問題関心のもと、「主権」概念を再検討するものである。以下ではまず、フーコーによって示された「統治」と「主権」概念の定義を概観し、生権力の時代における法の衰退について確認する（2節）。次に、主権の現代的様相を考察したものとして、M. ハートと A. ネグリ、および J. バトラーの議論を検討する（3節）。ハートらとバトラーはともに、近代的主権に代わる新たな主権の出現を論じているが、両者の向かう方向性は真っ向から対立している。最後に、こうした対立はなぜ生じるのかについて、G. アガンベンの研究から解明し、主権と法の関係、およびフーコーが生政治の時代と呼んだ現代において、主権をいかに捉えるべきかを考察する（4節）。

2. フーコー権力論における「統治」の重要性

(1) フーコーにおける「主権」と「統治」

フーコーは、1978年の講義のなかで、人口を対象とする生政治について考えるうちに「統治」という言葉が「頭に浮かんで離れなくなった」（Foucault 2004=2007: 92）という。それまでも彼は、主権理論によって権力を分析することの限界を再三指摘していたが、「主権」と対置する形でこの「統治」という用語を用いてから、彼の権力論はより一層広い射程をもつようになったと思われる。

フーコーは、N. マキャヴェッリの文献から主権の特徴を以下のように説明している。いわく、主権とはその基礎を領土にもつ。主権権力は領土とそこに住む人びとに行使される。主権者は、領土内で唯一の存在であり、かつ、領土

に対して外在性・超越性をもつ。君主は領国を継承や征服によって受け取るのだが、いずれにしても君主と領国の関係は伝統や他の君主との合意等の「合成的な結びつき」（Foucault 2004=2007: 114）であり、君主が本質的に領土の一部であるということはない。この外在性・超越性の原則は、主権者が国民である場合にもあてはまる。諸個人の意志や権利は、契約によって超越的な審級に委譲され、諸個人はその契約にもとづいて統制される。さらに、主権の目的は「共通善」や「万人の救済」（Foucault 2004=2007: 121）だが、その目的達成のための道具は法である。しかし、目指されるべき「共通善」が「法の遵守」であるのだから、主権は循環的であるといえる（Foucault 2004=2007: 122）。

一方、統治の定義はマキャヴェッリに対して批判的な文献から導き出される。それらによれば、統治は領土ではなく、それぞれの事物へと向かう。それは「共通善」を目指すのではなく、「事物すべてにとってそれぞれふさわしい目的」（Foucault 2004=2007: 122）へ導くものである。そのため、社会的領野を許可／禁止という形で分割するのではなく、それぞれそれぞれの事物に適切な個々の処置を行う。したがって、統治の道具となるのは法ではなく、「さまざまな戦術」である（Foucault 2004= 2007: 123）。また、統治者は領国に対して、複数的で内在的である。統治の実践は一家の長、教育者や師など、国家に内在する多くの人が担うからだ（Foucault 2004=2007: 115-6）。「つまり、統治形式は複数あり、統治実践は国家に対して内在的である」（Foucault 2004=2007: 116）。これは、「マキャヴェッリの君主のもつ超越的単数性とはラディカルに対立」（Foucault 2004= 2007: 116）する。

フーコーによれば、ヘブライにおける「統治」の考え方が、のちにキリスト教において制度化

され、それが西洋近代の「全体にかつ個別に」働く権力の「モデル」となった (Foucault 2004=2007: 158, 183)。フーコーは権力を法モデルによって思考することを拒否し、規律訓練型権力や生権力といった諸々の技術を探求していた。統治とは、こうした彼の権力論を総括するキー概念なのだ。

『監獄の誕生』(Foucault 1975=1977)においては、身体を訓育することによって個別化を行う規律訓練が、単に合法／違法を分割する法とは異なる権力のテクノロジーとして描出された。そしてまた生権力論においても、法的主体／それ以外を分割する法の代わりに、出生率や、死亡率、健康の水準などを扱う種々の調整管理のテクノロジー(生政治)の出現が決定的な役割を担っていた。法的主体以外を排除する法に代わって、個々の身体をそれぞれにふさわしい形で隷属化する規律訓練や、生きている者を引き受け、それぞれの有用性において用いようとする生政治のテクノロジーは、異なるタイプのものであるが、ともに統治の技術の一部をなしている。フーコーの権力論は、なによりもまず超越的な法ではなく、内在的に働く統治の技術の重要性を見抜いたものとして理解されなければならない。

(2) 権力の統治性化

フーコーはまた、「西洋において相当に前から、『統治』と呼べるタイプの権力を主権や規律といった他のあらゆるタイプの権力よりたえず優位に操導してきている傾向」(Foucault 2004=2007: 132-3)を指摘する。法との関連でいえば、『監獄の誕生』(Foucault 1975=1977)で示された規律訓練のテクノロジーは、その機能においても作動の形式においても、法とは異なるものであるとされていたが、しかし、それは依然として法との関係を強く保っていた。制度として

の監獄は、法と規律訓練の結びつきによって維持されていたのだ。だが、生権力の時代になると、合法／違法という分割を行う法の役割はさらに小さなものになる。

フーコーの有名な一節を引用しておこう。

……一社会の「生物学的近代性の闕」と呼び得るものは、まさに人間という種が己れ自身の政治的戦略の中にその賭金=目的として入る時点に位する。人間は数千年のあいだ、アリストテレスにとってそうであったもののままでいた。すなわち、生きた動物であり、しかも政治的存在であり得る動物である。近代の人間とは、己が政治の内部で、彼の生きて存在する生そのものが問題とされているような、そういう動物なのである。(Foucault 1976=1986: 180-1)

近代以前の人間は、もちろん生きた動物であったが、そのことが政治の問題となることはなかった。しかし、近代の人間はその「生」そのものが政治の重要な目的とされる。生政治の主体と対象は、法権利をもった人間ではなく、生物学的プロセスをもった人口⁽¹⁾なのである。人口は、「その自然的な部分において、自然的な部分から出発して管理されるべきもの」(Foucault 2004=2007: 85)であるから、生政治は、人間の「自然(本性)」(Foucault 2004=2007: 91)に関心をもち、主権者の意志に従わせることよりも、それぞれの本性にとって適切な管理を目指す。そこでは超越的な審級から合法／違法という圧制的な分割が行われることはない。生政治の技術は、人口に関わる諸現象(たとえば疫病のリスク等)を統計学によって把握し、それらへの対応をコストの観点から計算するものである。そこでは、最適値の計算と基準の設置が行われ、生きている者が「価値と有用

性の領域に配分」(Foucault 1976=1986: 182)される。フーコーはこうした文脈において、「我々は法律的なベクトルが退行する段階に入っている」(Foucault 1976=1986: 182)と述べるのである。もちろん法典や立法上の手続き、法的制度などの一切がなくなったと述べているわけではない。だが、「それらはすべて、本質的に正常化機能を使命とする権力を、受け入れられるものにするための形式にすぎない」(Foucault 1976=1986: 182)。

フーコーを継承する者は、権力を法モデルによって思考することの理論的限界と、主権よりも統治が優位になってきた歴史的傾向に目を向けてきたため、この形式としての法の役割について真面目に考えることをしてこなかった。だが、この統治性化の時代にあって、法は何をしているのだろうか。

フーコーは、生権力の出現について「死なせるか生きるままにしておくという古い権利に代わって、生きさせるか死の中へ廃棄するという権力が現れた」(Foucault 1976=1986: 175)と述べている。生権力は死を用いないわけではないのである。「19世紀以降の時代ほどに戦争が血なまぐさかったことはなかったし……体制が自分たちの住人に対してこれほどの大量殺戮を行ったことはなかった」(Foucault 1976=1986: 173)。こうした死に対する権力は、「生命に対して厳密な管理統制と全体的な調整とを及ぼそうと企てる権力の補完物」(Foucault 1976=1986: 173)である。たとえば、彼は戦争を例に挙げ、「一つの国民全員を死にさらすという権力は、もう一つの国民に生存し続けることを保証する権力の裏側に他ならない」(Foucault 1976=1986: 174)と述べる。しかし、「そこで生存が問題になるのは、もはや主権の法的な存在ではなく、一つの国民の生物学的な存在である」(Foucault 1976=1986: 174)。フーコーはジェ

ノサイドにも言及し、そこにも同様の論理が働いているという。

そうであるなら、生き残るに値する生と生き残るに値しない生という分割は、依然として行われているわけだ。それはフーコーが考えていたような、領土に限定された主権が、法を道具として行う分割とは異なる。形式に過ぎなくなった法と、この新たな分割を、私たちはどのように捉えればよいのだろうか。

3. 「主権」をめぐる現代的議論

(1) 〈帝国〉的主権

前節の問いにこたえる前に、フーコーの主権から統治へというテーゼを引き継ぎながら、現代における主権の様相を分析した議論をみておこう。ハートとネグりは、90年代以降のグローバルな資本主義的生産と流通に対して、国民国家はそれを制約する力を失っていると主張する。しかし、「国民国家の主権の衰退は、主権そのものが衰退したということの意味するわけではない」(Hardt and Negri 2000=2003: 4)。そこには「グローバルな秩序、支配の新たな論理と構造、ひと言でいえば新たな主権の形態が出現している」(Hardt and Negri 2000=2003: 3)。彼らはこれを〈帝国〉的主権と呼ぶ。それは「単一の支配論理のもとに統合され」(Hardt and Negri 2000=2003: 4)てはいるが、自らの領土のみを支配する近代的主権とは異なり、その力を領土に限定されることがない。つまり、「〈帝国〉的主権の根本的な特徴は、その空間がつねに開かれているということである」(Hardt and Negri 2000=2003: 217)。そしてまた、近代的主権が領土に対して唯一の超越的権力という形をとるのに対して、〈帝国〉的主権は、社会的領野に内在的に作動する。それは超越的な場所から社会を分割して支配することはない。他者を自己から分離して排除したり従属させた

りするのではなく、差異を承認し、自らの秩序のなかに包含する (Hardt and Negri 2000=2003: 261)。

ハートとネグりは、〈帝国〉的主権の論理と資本の論理との相同性に着目する。近代的主権は超越性によって特徴づけられるために、資本の論理とは矛盾するものであった。資本は「権力の超越的中心に頼ることなく、支配の関係の中継やネットワークをとおして内在性の平面上で作動」(Hardt and Negri 2000=2003: 414) し、「伝統的な社会的境界を破壊する傾向がある」(Hardt and Negri 2000=2003: 414) からだ。しかし、〈帝国〉的主権は、資本の論理と両立可能である。彼らは、〈帝国〉的主権を「資本主義的主権」(Hardt and Negri 2000=2003: 413) と呼びさえる。

しかしながら、ハートらは〈帝国〉的主権の拡大に悲観的ではない。むしろ、統一的な概念として構成された「人民」とは区別される、抵抗のエイジェンシーとしての「マルチチュード」がそこに出現するという。マルチチュードとは、「特異な差異から成る多数多様性」(Hardt and Negri 2004=2005 [上]: 19-20) であり、〈帝国〉的主権の内部で、帝国的主権の原動力となりながら、しかしそれを内破するとされる。というのも、彼らは K. マルクスにならって、〈帝国〉的主権における「非物質的労働は……共産主義のための潜勢力を提供」(Hardt and Negri 2000=2003: 379) すると考えるからだ。非物質的労働とは、物質的財を生み出す労働ではなく、「サービス、文化的生産物、知識、コミュニケーションのような」「非物質的な財を生み出す労働」(Hardt and Negri 2000=2003: 375) である。非物質的労働においては、人びとが協働して物質を生産するタイプの労働とは異なり、人びとの協働それ自体の生産が目的とされる。彼らの言葉ではそれは〈共〉の生産と呼ばれる。この

〈共〉性とは「それぞれの違いはそのまま、私たちが互いにコミュニケーションしたり一緒に行動したりすること」(Hardt and Negri 2004=2005 [上]: 19) であり、それこそが同一性に還元できないマルチチュードというエイジェンシーを可能にするというのである。したがって、この新たな労働はそれ自体が社会関係を生産するため、そこには主権者など必要なくなる、というのがハートらの主張である。彼らはこう結論する。

単一の者が統治する必要はないだけでなく、一者が統治することはありえないという事実がにわか立ち現れてくるのだ！……内在的モデル——すなわち外部の権威が上から社会に秩序＝命令を強いるのではないところでは、社会に存在するさまざまな要素は協働しながら自分たちで社会を組織化していくことができるのである。(Hardt and Negri 2004=2005 [下]: 232)

この一者による統治の必要のない完全な内在的モデルを、彼らは「『絶対的』民主主義」(Hardt and Negri 2004=2005 [下]: 253) と呼ぶ。

しかし、しばしば指摘されるように、彼らの展望は楽観的過ぎるだろう。S. ジジエクが E. ラクラウの議論 (Laclau 2001) を参照しながら展開している批判が有効だ。ジジエクの指摘において根源的なものは 2 点だ。民主主義の代表性と (Žižek 2004=2004: 369)、中央集権的な権力とマルチチュードの「弁証法的運動」(Žižek 2004=2004: 370) についてである。ジジエクは「『権力の座に就いたマルチチュード』とはいかなるものなのか」(Žižek 2004=2004: 371) と問う。たとえば、「ソビエト社会主義共和国連邦」の最終局面において出現したマルチチュードについてジジエクは次のように述べる。「『奴ら』

すなわち〈党〉の覇権への対立のもとで統一されている限りでは、巧く機能した。だが、ひとたび多数性が自分たち自身が権力の座にあることに気づけば、ゲーム・オーバーである」(Žižek 2004=2004: 372)。ジジェクはまた、ベネズエラのウゴ・チャベス、チアパスのサパティスタ運動におけるマルコス副司令官を引き合いに出しながら、多様なマルチチュードを代表する「空っぽの」〈主人-能記〉の危険性に触れる。なぜならそれこそファシズムやポピュリズムのやり方だったからだ(Žižek 2004=2004: 377)。

マルチチュードが中央集権的な権力との弁証法的運動のなかでしか生き残れないことは、実は、ハートら自身が認めてしまっている。彼らは、〈帝国〉的主権に抵抗するための提案として、「グローバルな市民権の権利」、「社会的賃金と保証賃金」の権利、「生産手段の再領有」(知、情報、コミュニケーションへの自由なアクセスと統御)の権利という3つの政治的要求を掲げている(Hardt and Negri 2000=2003: 493-504)。ジジェクがいうように、「流動性、多様性、ハイブリッド化、等々の詩人であるハートとネグリが、普遍的人権の語彙で定式化された3つの要請を求めているのは一つのパラドックスである」(Žižek 2001=2003: 96)。彼らは議論の最後になって突如、自分たちがもはや存在しないと主張していた「法的な国家権力のある種の普遍的形式」に対して、権利を要求し始めるのだ(Žižek 2004=2004: 379)。

ハートとネグリの議論は、近代的主権を〈帝国〉的主権へと変容するものと捉えながら、そこで主権を資本の論理とすり替えてしまい、主権とは何かについて正面から問うことをしていない。だからこそ彼らは、完全に内在的な権力を語るができる。しかしその内在性が超越的なものとの弁証法的関係のなかでしか存在しえないのであれば、やはり法との関わりを失わ

ずにいる主権概念を考えずにおくことはできないだろう。

(2) ノスタルジックな主権の復興

バトラーもまた、法の後退と統治の拡大というフーコーの主張にならないながら、新たな主権の出現について論じている。しかし、彼女の議論はハートらとは逆向きのものだ。ハートらの議論が、近代的主権の消滅によって「絶対的な民主主義」が可能になるという楽観的なものだったのに対して、彼女は、新たな主権によって超法規的な国家権力(それはある種の独裁である)が復興するという。

彼女は、2001年11月13日にG. W. ブッシュ大統領によって公布された「軍事命令」⁽²⁾の問題を指摘する。それは、テロ組織との関係を疑われた非アメリカ市民の「無期限の勾留」と「軍事法廷」での審理を認めたものであった。この軍事命令とそれを具体化するガイドライン⁽³⁾によって「アメリカ国内とグアタナモ・ベイに囚われている囚人たちの一部が、アメリカ合衆国の軍事法廷で裁かれる」ことが認められることとなった(Butler 2004=2007: 97)。

すでにアメリカ国内外から多くの批判が寄せられているように、その恐ろしさは、テロと関わりがあると疑われた人びとから、その法的権利の一切を奪ってしまうことにある。軍事法廷は通常の司法手続とは異なり、囚人たちに裁判を受ける権利も、異議申し立ての権利も、弁護士を立てる権利も認めていない。さらに、囚人たちには国内の法律で認められた権利だけではなく、ジュネーヴ条約第3条における「捕虜」の権利も認められていない。ブッシュ政権によれば、「グアタナモで勾留されている人びとの誰一人として『正規軍』に属していないのだから、ジュネーヴ条約にもとづく戦争捕虜とは見なされていない」(Butler 2004=2007: 138)。

これはたしかに、ジュネーヴ条約に内在する問題でもある。この条約は、その署名国となっている国民国家に属する戦闘員を保護すべき「捕虜」と認めるが、「国際的な承認のない国に属する人たち」(Butler 2004=2007: 146)を保護することはない。このことはそのまま、前者による暴力を「合法的な「戦争」とし、後者を「非合法的な「テロリズム」と名指すことへとつながる (Butler 2004=2007: 147-8)。だが、それでもジュネーヴ条約は、法廷において戦争捕虜であるかどうか適切に認定されるべきであり、その認定が行われるまでは、あらゆる囚人を戦争捕虜として取り扱うべきだとしている。アメリカ合衆国は、この規定をも無視している。

そもそも、囚人たちはなんらかの「犯罪行為」の「証拠」をもとに勾留されているわけではない。無期限の勾留は、「テロリズムの危険があるかもしれない」という推測にしか基礎をもたない (Butler 2004=2007: 122)。つまり、軍事法廷それ自体が超法規的であり、それに先行する「危険の認定」も超法規的なのだ (しかもバトラーが指摘するように、こうした危険の認定は——なんらかの行為をもとになされるのではなく——、人種にもとづいて行われることが多い)。

バトラーは、この法の無効化において、近代的な意味での主権は衰退するという。ここで浮上してくるのが「現代の主権」だ。彼女のいう「現代の主権」とは「誰かを危険であると『認定』し、危険な存在として効果的に構築する権力」(Butler 2004=2007: 108)である。その決定を下すのは大統領だけではなく、あらゆる手続のなかでそれに関わる政府の役人たちだ。もちろん彼／彼女らは委託されただけであり「真の主権をもった存在」(Butler 2004=2007: 112)ではない。それでもその「ちっぽけな主権者」(Butler 2004=2007: 116)は「無法ではあって

も絶大な効果をもつ権力形態を保持していることになり、その結果、標的となった人間は国際法を無視して裁判を受ける可能性を剥奪されるだけでなく、その人の生死にかかわる異常なまでの権力」(Butler 2004=2007: 108)をもってしている。ただし、もちろんバトラーは、主権を主権者という人格においてのみ説明することはない。

現代の主権は権力の分立をなきものにしたという攻撃的なノスタルジアに動かされており、……〔法の〕撤退を契機として生産される。私たちは法の停止をひとつのパフォーマティヴな行為として考えるべきで、それが現時点での主権を生み出す。より正確には統治性の場において亡霊のような主権を再生させる。(Butler 2004=2007: 111-2)

彼女は、フーコーのいう主権から統治へという傾向を認めている。しかし、法の撤退が主権を消去してしまうのではなく、それによって、現代型的主権がパフォーマティヴに再浮上するという。その再浮上した主権は、彼女によって「アナクロニズム」(Butler 2004=2007: 102)であるとか、「攻撃的なノスタルジアに動かされて」いる (Butler 2004=2007: 111) とか表現される。というのも、その主権は司法的正当性を付与された主権ではなく、「近代的形態における国家の登場に先立つ主権的政治権力の諸形態の執拗な残存を示している」(Butler 2004=2007: 104) からだ。つまり、バトラーのいう新たな主権とは、権力の分立以前の「特権的な権力、比べるもののない『ならず者』権力」(Butler 2004=2007: 105)なのだ。その主権は法に従うわけでもなく、法によって正統化されることもないが、それでも法を手放すことはない。法を手段として、「適用も停止も国家の意

のままである権力的手段」(Butler 2004=2007: 141)として、統治性のなかで用いるのである。

ここでバトラーに対して問うべきなのは、近代的国家に先立つ主権的権力とは何かという問題である。バトラーは主権者という人格を想定することを慎重に避けながらも、分立以前の権力については安易にそれを前提としているように思われる。もし、現代においてそれが復興しているのであればなおさら、その粗野な権力の正体を慎重に探らなければならないだろう。

4. アガンベンによる主権の理論

(1) 主権と例外状態

バトラーとハートラはともに、近代的な主権の衰退と統治の拡大を議論の出発点としている。両者の違いは第一に、ハートラが統治(内在的に作動する権力)を資本と読み替え、権力の議論を経済の領域に移し替えてしまったのに対し、バトラーはそれを政治的権力の問題として追究した点にある。そして第二に——本稿においてはこちらがより重要である——、ハートラが、近代的な主権の消滅のうちに、来るべき「絶対的な民主主義」の可能性をみるのに対し、バトラーは逆に、法に規定されない独裁的な主権への退行をみている点である。しかし、両者に共通しているのは、それでも新たな主権は法を捨て去るわけではないということだ(ハートラの議論はジジエックが指摘するように、法的な国家権力に無自覚に依拠している)。主権の衰退という現象から、まったく異なる結論——絶対的な民主主義と独裁——が導き出されてしまうのはなぜなのか。この問いにこたえるためには、主権と法との関係を再考することが必要だろう。

バトラーの指摘したグアンタナモの被拘留者たちの位置については、アガンベンの「ホモ・サケル(聖なる人間)」をめぐる議論が参考になる(実際に両者は互いの研究を参照しあっ

ている)。ホモ・サケルとは、古代ローマ法において、人民によって「邪(よこしま)」であると判定された者である。この者を生贄にすることは禁止されているが、誰かがこの者を殺害したとしても罰せられることはないと規定された、奇妙な形象である。この「犠牲化不可能であるにもかかわらず殺害可能である生」(Agamben 1995=2003: 119)は、「人間の法から」も「神の法」からも二重に例外化されている(Agamben 1995=2003: 118)。これはまさしく、グアンタナモの被拘留者たちの位置である(Agamben 2003=2007: 11-2)。

「例外」という関係のもつ重要性を、アガンベンは、C. シュミットによる「主権者とは、例外状態にかんして決定を下す者をいう」(Schmitt 1922=1971: 11)というテーゼから導出している。シュミットによれば、例外状態とは「なんらかの緊急命令ないし戒厳状態の意味」のみではなく、「国家論の一般概念として理解すべきもの」である(Schmitt 1922=1971: 11)。シュミットの主権の理論は複雑である。まず彼は、主権と国家の優越性を強調するために、主権者が法秩序の外部にあることを示さなければならない。

国家の存立は、ここにおいて、法規の効力に対する明白な優越性を実証するのである。決定はいかなる規範的拘束からもまぬがれ、本来の意味で絶対化される。(Schmitt 1922=1971: 19-20)

法秩序が意味をもちうるためには、秩序が作りだされていなければならないのである。正常な状態が作りだされなければならないし、また、この正常な状態が実際に存在するかいなかを明確に決定する者こそが、主権者なのである。(Schmitt 1922=1971: 21)

一方で彼は、主権者が正常ではない状態であると決定した例外状態を法的コンテキストに書き込もうとする。

例外状態といえどもなお、無秩序および混乱とは別物なのであるから、法律学的意味においては、法秩序ではないにしても、いぜんとして秩序が存続するのである。

(Schmitt 1922=1971: 19)

シュミットはあらゆる努力によって、例外状態を「法律学化」⁽⁴⁾ (Agamben 2003=2007: 71) するとともに、それを主権の学説とすることで、「法との関係をなんとしてでも救済」(Agamben 2003=2007: 69) しようとしている。「例外状態に関して決定することのできる主権者は、例外状態を法秩序に繋留することを保証する」(Agamben 2003=2007: 70) からだ。

アガンベンがシュミットの議論から導くのは、まず、主権理論の理論的前提となってきた自然状態の擬制である。自然状態は与件ではなく、主権的決定によって法の外部に置かれたものにほかならない。さらに彼は、自然状態と法秩序の区別可能性の前提として、両者の結合状態(不分明地帯)が想定されていることを指摘する。そして事実と法が不分明なその地帯を例外状態と呼ぶのである。ここでアガンベンは、W. ベンヤミンのいう「剥き出しの生」を「暴力と法権利の結びつきを保持するもの」(Agamben 1995=2003: 98, cf. Benjamin 1921→1999=1994) と解釈した上で、例外状態に置かれた生を「剥き出しの生」と呼ぶ。ホモ・サケルが置かれているのはこの不分明地帯である。「聖なる生は、政治的なピオスでも自然的なゾーエーでもなく、ゾーエーとピオスが包含しあい排除しあうことで互いを構成する不分明地帯なのだ」(Agamben 1995=2003: 130)。

例外という関係について、アガンベンは次のようにいう。

例外化とは、一種の排除である。例外は、一般的な規範から排除された単独の事例である。しかし、例外をまさしく例外として特徴づけるのは、排除されるものが、排除されるからといって規範とまったく関連をもたないわけではない、ということである。それどころか、規範は、宙吊りという形で例外との関係を維持する。規範は、例外に対して自らの適用を外し、例外から身を退くことによって自らを適用する。したがって、例外状態とは秩序に先行する混沌のことではなく、秩序の宙吊りから結果する状況のことである。この意味で、例外はまさしく、その語源 *ex-capere* のとおり、**外に捉えられている**のであって、単に排除されているのではない。(Agamben 1995=2003: 29)

そして、アガンベンは、主権の概念を以下のように再定義する。

主権とは、法権利が生を参照し、法権利自体を宙吊りにすることによって生を法権利に包含する場としての、原初的な構造のことである。(Agamben 1995=2003: 44)

シュミットが例外状態を法的コンテキストに組み込む操作を「主権者」という人格において完遂したのに対し、アガンベンは、それを主権の「構造」として示す。その上で、シュミットがいうように、主権が例外状態と同様、「**法秩序の外にあり、しかしまた法秩序に属している**」(Agamben 2003=2007: 70) とするならば、主権とは法的な範疇にとどまるものではないという。

それは法権利が生を包含する構造、すなわち「法権利と事実のあいだの関係そのもの」(Agamben 1995=2003: 41)に関わるものなのだ。そして生と法との関係は、法が法を宙づりにする(停止する)ことによって可能になるというのである。

(2) 法の空白——民主主義再考

法と事実のあいだの関係を考えるにあたって、アガンベン「言語活動と法のあいだの構造的類似性」(Agamben 2003=2007: 75)にたびたび言及する。言葉が実際にデノテーションを獲得するのは発話中の言説においてのみであるが、しかし、言葉が世界と関わることができるのは、^{ラング}言語(「言説における具体的な使用から独立して存在する、語彙としての純粋な整合性としての語のこと」[Agamben 1995=2003: 32])を前提としているからである。同様に、法が事実と関わるのは具体的な適用においてのみだが、しかし、法は、自身の適用の停止(法の「ゼロ度」[Agamben 2003=2007: 104])を前提とすることによってのみ、具体的事例を指示することができる。法は、自身の適用の停止を前提とすることによって、規範(法)と事実(生)の不可能な結合を可能にするのだが、この結合が可能になっている地帯こそが例外状態である。

法にしてもロゴスにしても、生の世界へのそれらの指示作用を基礎づけようためには停止というアノミー的な(あるいは無論理的な)地帯を必要としているかのようにして、万事は起きているのである。(Agamben 2003=2007: 120)

しかし、言葉と世界(物)のあいだにあらかじめの連関がないと同様、法と生とのあいだにも「自然な」通い合いなど存在しない。

法律から分離された~~法律~~の力、浮遊する最高命令権、適用なき効力、より一般的に言うならば、一種の法律の「ゼロ度」という考えは、いずれも、法が自らの不在を自らのうちに包みこみ、例外状態を自分のものにしようとする、あるいは少なくともそれとの関係を確保しておこうとするさいに手段とする擬制なのである。(Agamben 2003=2007: 104)

アガンベンがこうした議論を經由して明るみに出そうとしているのは、「権力の『玉手箱』(arca)がその中心に内包している」例外状態という「空虚な空間」である(Agamben 2003=2007: 175)。「例外状態は、独裁のモデルにしたがって諸権限の十全さ、法が充溢した状態として定義されるのではなく、法が空っぽの状態、法の空白と停止として定義される」(Agamben 2003=2007: 96)。自然状態が擬制であると同様、権力の分立「以前」の状態というのもまた擬制なのだ。この考えはバトラーと対立するものである。

法権利が生と関わる際の構造が主権であり、その関わりは必然的に法の空白をとまうのだというアガンベンの主張は、近代民主主義それ自体の再考を迫るものだ。なぜなら、生きている人間が法権利をもつ主権主体とされるその体制はすべて、この空虚な空間に込み入ったかたちで依拠しているからだ。したがって、アガンベンは、法の空白を権力の分立以前(独裁)と思考することを拒否したのと同様に、「民主主義・対・独裁」という図式もまた「干からびた」ものだと退ける(Agamben 2003=2007: 97)。

全体主義についてのH. アーレントの議論に触れて、アガンベンは1789年の「人間と市民の権利の宣言」において、すでに国民主権が全体

主義と根底で通じ合っていることを指摘する。「『人間』と『市民』の権利の宣言」は人間の「生まれ」という単なる事実に「法権利の源泉」(Agamben 1995=2003: 177)を求めたものだ。人権宣言において、生まれは「国家の正当性と主権を基礎づけるものとなる」(Agamben 1995=2003: 176)。

……このことが意味するのは、生まれ——自然的な剥き出しの生そのもの——がここにおいてはじめて、……主権の直接の保有者になるということである。生まれの原則と主権の原則は、……いまや「主権主体」の身体において撤回不可能なしかたで一つになり、新たな国民国家の基礎となる。(Agamben 1995=2003: 178)

ここには「生まれが即座に国民になる、という暗黙の虚構」(Agamben 1995=2003: 178)がある。だが、国民国家の危機においては、「生まれと国民のあいだの抑圧された隔たりがそのまま姿を現」す(Agamben 1995=2003: 178)。したがって、ファシズムとナチズムの出現は、こうした状況下で「いかなる人間が市民でありいかなる人間がそうではないのか」を定める運動(Agamben 1995=2003: 180)として理解されなければならない。

アガンベンは、全体主義に関するアーレントの仕事と生政治についてのフーコーの研究の交点に自身の主権の理論を位置づけている。民主主義においてもファシズムにおいても、私たちは「生きて存在する生そのもの」(Foucault 1976=1986: 181)が問題とされる。どちらも生政治的な意味において同一の論理を保持している。生政治は、私たちの身体の内側に、生きていくという事実と法権利をもった主体のあいだの不分明な例外状態をつくり出し、それを即座

に分割する。ここで生と法との不可能な結合と切断を可能にする構造が主権である。そしてその権力の中心にあって生政治を維持しているのは例外状態という空虚な空間である。わたしたちはこの空白を問題としなければならない。

5. おわりに

フーコーは、主権から統治へという大まかな見取り図を描きながらも、統治性化の傾向のなかで、主権は何をなすのかを問題としなかった。彼は主権を理解するときに、マキャヴェッリ的な定義からはずれることはなかった。そして彼に続く多くの研究もまた、統治という枠組みのなかで、フーコーの魅力的な生権力論を理解してきた。結果として、フーコー以降の権力論においても、主権や法の問題は置き去りにされてしまっていた。

アガンベンが主権と法の問題に真摯にとりかかることで、フーコー理論を前進させた。だが、アガンベンの研究はフーコーを否定するものではなく、フーコーの仕事の根底にありつづけたあるテーマと通じているように思われる。それは言説と実践の関係であり、法と規律のテクノロジーの関係であり、さらにはフーコーが「言葉」と「物」の関係として追いつけた問題でもある。アガンベンによる主権の議論は、法と事実の関係を問い直したものだが、それは根源的には言葉と世界についての哲学的・存在論的な議論へとつながっている。

フーコーは、近代の知の配置が消える時には、「人間は波打ちぎわの砂の表情のように消滅するであろう」(Foucault 1966=1974: 409)といていた。彼はまた、権力論の文脈で、近代の人間は、法(言葉)と規律(実践)によって「挟み撃ち」(Foucault 2003=2006: 73)にされているともいっている。そしてその異質なもの同士の結合を可能にするものとしてヒューマニズ

ムがあると考えていた。アガンベンの析出した「聖なる人間」はフーコーにおけるヒューマニズムと同等の機能をもっている。そうだとすれば、生政治においては、人間の位置こそが再考されなければならない。私たちが生政治を問題化したり、それに抵抗したりできるか否かは、生まれや人権や法権利といった言葉に還元されない人間存在を思考しうるかにかかっているのである。

【注】

- (1) フーコー自身は、人口を生物学的所与とはみていない。それは、「政治経済学」という新しい知の領域が開かれたことによる産物である (Foucault 2004=2007: 95)。
- (2) Military Order: Detention, Treatment, and Trial of Certain Non-Citizens in the War Against Terrorism, 66 Fed. Reg. 57833 (Nov. 13, 2001).
- (3) Department of Defense Military Commission Order No. 1 (March 21, 2002).
- (4) シュミットは『独裁』において、委任独裁にとっての法規範と法実現規範のあいだの区別、主権独裁にとっての構成する権力と構成される権力のあいだの区別を設けることで、例外状態を法的コンテクストに書き込もうとする。『政治神学』においても彼は、規範と決定のあいだの区別によって、その操作を行う (Agamben 2003=2007: 65-71, cf. Schmitt 1921→1964=1991, 1922=1971)。

【文献】

※日本語訳がある場合には、基本的にはそれを参照したが、引用に際して、適宜、表現を変更した。なお、引用文中の〔 〕内は引用者による補足である。

- Agamben, Giorgio, 1995, *Homo sacer: Il potere sovrano e la nuda vita*, Einaudi. (=2003, 高桑和巳訳『ホモ・サケル——主権権力と剥き出しの生』以文社.)
- , 2003, *Stato di eccezione*, Bollati Boringhieri. (=2007, 上村忠男・中村勝己訳『例外状態』未來社.)
- Benjamin, Walter, 1921→1999, “Zur Kritik der Gewalt,” *Gesammelte Schriften*, Bd. II-1, Suhrkamp. (=1994, 野村修訳「暴力批判論」『暴力批判論 他十篇——ヴァルター・ベンヤミンの仕事1』岩波書店.)
- Butler, Judith, 2004, *Precarious Life: The Powers of Mourning and Violence*, Verso. (=2007, 本橋哲也訳『生のあやうさ——哀悼と暴力の政治学』以文社.)
- Foucault, Michel, 1966, *Les mots et les choses*, Gallimard. (=1974, 渡辺一民・佐々木明訳『言葉と物——人文科学の考古学』新潮社.)
- , 1975, *Surveiller et punir: Naissance de la prison*, Gallimard. (=1977, 田村俣訳『監獄の誕生——監視と処罰』新潮社.)
- , 1976, *Histoire de la sexualité volume I: La volonté de savoir*, Gallimard. (=1986, 渡辺守章訳『性の歴史 I——知への意志』新潮社.)
- , 2003, *Le pouvoir psychiatrique: Cours au Collège de France (1973-1974)*, Seuil/Gallimard. (=2006, 慎改康之訳『精神医学の権力——コレージュ・ド・フランス講義1973-1974年度〔ミシェル・フーコー講義集成IV〕』筑摩書房.)
- , 2004, *Sécurité, territoire, population: cours au Collège de France (1977-1978)*, Seuil/Gallimard. (=2007, 高桑和巳訳『安全・領土・人口——コレージュ・ド・フラ

- ンス講義1977-1978年度〔ミシェル・フーコー講義集成Ⅶ〕』筑摩書房.)
- Hardt, Michael and Antonio Negri, 2000, *Empire*, Harvard University Press. (=2003, 水嶋一憲・酒井隆史・浜邦彦・吉田俊実訳『〈帝国〉——グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』以文社.)
- , 2004, *Multitude: War and Democracy in the Age of Empire*, Penguin Press. (=2005, 幾島幸子訳『マルチチュード——〈帝国〉時代の戦争と民主主義〔上・下〕』日本放送出版協会.)
- Laclau, Ernesto, 2001, "Can Immanence Explain Social Struggles?," *Diacritics*, 31 (4): 3 -10.
- Schmitt, Carl, 1921→1964, *Die Diktatur: von den Anfängen des modernen Souveränitätsgedankens bis zum proletarischen Klassenkampf*, Duncker & Humblot. (= 1991, 田中浩・原田武雄訳『独裁——近代主権論の起源からプロレタリア階級闘争まで』未来社.)
- , 1922, *Politische Theologie: Vier Kapitel zur Lehre von der Souveranität*, Duncker & Humblot. (=1971, 田中浩・原田武雄訳『政治神学』未来社.)
- Žižek, Slavoj, 2001, "Have Michael Hardt and Antonio Negri Rewritten the Communist Manifesto for the Twenty-First Century?," *Rethinking Marxism*, Vol. 13, No. 3-4. (=2003, 石岡良治訳「『帝国』は21世紀の『共産党宣言』か?」『現代思想』31(2): 94-103.)
- , 2004, *Organs without Bodies : Deleuze and Consequence*, Routledge. (= 2004, 長原豊訳『身体なき器官』河出書房新社.)